

ご活用  
ください

# 西海市農林業振興事業費補助金（主な事業のみ抜粋）

※既に着手した(している)事業は、補助の対象となりませんので、ご注意ください(No.8を除く)

※No.1とNo.8は重複できませんので、ご注意ください

※No.7とNo.8は「国 の重点支援地方交付金」が活用されています

No.	補助事業名	補助の内容
1	環境保全型農業推進事業 (堆肥購入補助)	<ul style="list-style-type: none"><li>●市内で生産された畜産堆肥購入の補助</li></ul> <p>【要件】西海市内で生産された畜産堆肥(200t以上)であること</p> <p>【補助率】①西海市認定農業者連絡協議会会員又は認定新規就農者 2/3以内 ②ながさきグリーンファーマー等又は認定農業者 1/2以内 ③その他農業者 1/3以内 ※1人あたり年間10万円を上限(法人は30万円上限)</p> <p>【補助限度額】補助単価: パラ堆肥3,000円/t以内、袋堆肥200円/袋以内</p>
2	施設園芸育成推進事業 (ビニール張替え等)	<ul style="list-style-type: none"><li>●ハウス施設等の整備や、ビニールおよび寒冷紗資材の張替えに係る経費の補助</li></ul> <p>①ハウス施設等の新設 ②既存施設に係る付帯施設(加温機・循環扇・給水施設、多段サーモ等)の新設 ③既存ハウスのビニール資材および寒冷紗の新設・張替(更新)又は既存施設の部品追加による改良(機能向上)</p> <p>【対象者】①は農業者であること。市外に住所のある方は西海市認定農業者であること ②、③は西海市認定農業者連絡協議会会員であること。(認定新規就農者は会員でなくても可)</p> <p>【補助率】資材費の1/3以内</p> <p>【補助上限額】①50万円以内②20万円以内③5万円以内 ※③ビニール張替えについてでは、過去に当事業による張替えから3年を経過していれば、再度補助の対象とする</p>
3	畜産優良種導入事業	<ul style="list-style-type: none"><li>●優良繁殖和牛、市内産素牛、優良乳用牛の導入および優良雌牛保留経費の補助</li></ul> <p>【対象者】畜産農家であること(個人農家に限る)</p> <p>【補助率および補助額】<ul style="list-style-type: none"><li>・優良繁殖和牛導入:導入費用の10%以内/1頭 ※ただし、上限4万円</li><li>・市内産素牛導入:(和牛)30,000円以内、(F1牛):5,000円以内</li><li>・優良雌牛保留:30,000円以内/1頭</li><li>・優良乳用牛導入:20,000円以内/1頭</li></ul></p>
4	有害鳥獣被害対策事業	<ul style="list-style-type: none"><li>①電気柵・ワイヤーメッシュ柵の購入補助</li></ul> <p>【要件】合計10a以上の農地に限る(ただし離島地区は条件を除外する)</p> <p>【対象者】市内農業者であること 【補助率】資材費の1/2以内</p>
		<ul style="list-style-type: none"><li>②防護ネット購入補助</li></ul> <p>【対象者】市内農業者であること 【補助率】資材費の1/2以内</p> <p>【限度額】1aあたり5千円</p>
		<ul style="list-style-type: none"><li>③箱わな購入補助</li></ul> <p>【対象者】狩猟免許所有者又は市内有害鳥獣捕獲従事者(有害鳥獣捕獲活動をする方)</p> <p>【補助額】箱わな購入費の1/2以内</p>
		<ul style="list-style-type: none"><li>④電子防鳥機購入補助</li></ul> <p>【対象者】市内農業者であること 【補助率】購入費の1/2以内</p>
		<ul style="list-style-type: none"><li>⑤狩猟免許取得に対する補助(受験料、診断書料等)</li></ul> <p>【対象事業・補助率】 市内在住の試験合格者は、受験料と診断書手数料の1/2以内の額を補助する。 なお、離島地区在住者は受験に係る交通費および宿泊費の実費相当額を加算。(ただし松島地区は渡航費のみ加算)</p>
		<ul style="list-style-type: none"><li>⑥イノシシ撃退事業</li></ul> <p>【要件】事業実施主体は各自治会とし、任意の団体等を設置して行うこと</p> <p>【補助対象】ワイヤーメッシュ柵の設置に必要な材料を現物支給する(1地区1,000メートルを上限)</p>
5	新たな就農者支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>●市内で新たに就農する者の営農に係る生活費や経費への補助</li></ul> <p>①営農生活支援 ア)新規参入者 要件: 就農して2年以内、50歳以上61歳未満、長崎県等の研修制度を経て就農、就農計画の認定など 交付額: 120万円×3年=360万円 イ)親元就農者等(農家子弟など) 要件: 就農して2年以内、61歳未満、国の経営開始資金を受けられない者、就農計画の認定など 交付額: 50歳未満 60万円×1年、50歳以上61歳未満 30万円×1年 ※年齢40歳未満で西海市青年農業者の会加入者は、2~3年目まで、年30万円を交付</p> <p>②施設等整備支援 要件: 61歳未満、就農して2年以内の者、就農計画の認定、自治会加入など 対象経費: ハウスや機械、設備、資材等農業に関する経費 補助率: 3/4以内 補助下限額20万円 上限額300万円(1回のみ)</p>
6	荒廃農地再生事業	<ul style="list-style-type: none"><li>●荒廃農地の再生に対する補助</li></ul> <p>【対象者】西海市民又は西海市に住所のある法人等</p> <p>【要件】5年以上耕作すること、農業委員会の判定が荒廃農地となっていること</p> <p>【補助額】4万円／10a(認定農業者等は5万円／10a) 対象面積30aを上限とする</p>
7	柑橘マルチ資材高騰緊急支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>●柑橘栽培用マルチ資材の購入補助</li></ul> <p>【対象経費】令和7年4月1日から11月30日までに購入し、今年度使用する柑橘栽培用マルチ資材の購入費用</p> <p>【対象者】西海市に住所を有する農家、法人、農業協同組合、農家で組織する団体</p> <p>【補助率】対象経費の30%以内</p> <p>【補助上限額】30万円以内</p> <p>※交付申請〆切 令和7年5月30日(金)</p>
8	化学肥料低減緊急支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>●有機質肥料の購入補助</li></ul> <p>【対象経費】令和7年4月1日から12月31日までに納品した有機率20%以上の肥料および市内産畜産堆肥の購入費用</p> <p>【対象者】西海市に住所を有する農家、法人、農業協同組合、農家で組織する団体に属する者で、 令和6年分の農業収入が200万円以上のもの(令和6年1月1日以降に新規就農した者については、 市が定める算定基準により令和7年度の農業収入が200万円以上と見込まれるもの)</p> <p>【補助率】対象経費の1/3以内(対象経費の合計が3万円以上となるものに限る)</p> <p>【補助上限額】10万円以内</p> <p>※交付申請〆切 令和8年2月27日(金)</p>
9	農産物等販売力強化対策事業	<ul style="list-style-type: none"><li>●販売力強化にかかる補助</li></ul> <p>①商品PR事業…販売促進資材等の作成費、ウェブサイト等の製作 ②商品製造力強化対策事業…商品製造力強化に必要な機械の購入等</p> <p>【対象者】(1)認定農業者または市内に住所を置く農業者 (2)一般農業法人または農業振興公社 (3)市内の直売所・加工所</p> <p>【補助率】1/2以内(対象経費が5万円以上(消費税を除く)となるもの)</p> <p>【補助上限額】50万円以内</p>